

第 60 号議案

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例

神戸市立水産体験学習館条例（平成10年 1 月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第 5 条 前条第 1 号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第 2 号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第 3 号に掲げる施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の許可に学習館の管理運営上必要な条件を付し、又はこ</u></p>

れを変更することができる。

(届出)

第6条 第4条第1号に掲げる施設若しくはその附属設備又は同条第2号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第3号に掲げる施設(以下「施設等」という。)の使用(同条第2号及び第3号に掲げる施設にあつては、独占使用をいう。第8条を除き、以下同じ。)をしようとする者は、施設等の使用に当たつて入場料、受講料その他の対価を收受するとき、又は営利を目的として施設等の使用をしようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市

長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) 学習館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第8条 施設（第4条第4号に掲げる施設を除く。）は、引き続き7日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第9条 学習館内において、業として広告写真又は動画を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別

表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第14条 使用者及び第9条第1項の許可を受けた者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者等は、その権利を譲渡

し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第9条第1項若しくは第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用若しくは第9条第1項の行為を制限し、若しくはそれらの停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等の使用をしたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 学習館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益

第5条、第6条 [略]

第7条 [略]

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる学習館の管理に関する業務を学習館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

上やむを得ない必要が生じたとき。

第17条、第18条 [略]

(立入り等)

第19条 市長は、学習館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者等は、施設等の使用若しくは第9条第1項の行為を終了したとき、又は第5条第1項、第9条第1項若しくは第14条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者等が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第21条 [略]

(指定管理者の指定等)

第22条 市長は、次に掲げる学習館の管理に関する業務を学習館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

る市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

第9条 [略]

る市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 学習館の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第12条、第14条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条、第19条並びに第20条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第22条第1項に規定する指定管理者」とする。

第23条 [略]

別表(第10条関係)

(1) 施設の使用料

ア 研修室及び展示学習室の使用料

施設		使用料			
名称	面積	午前	午後	終日	時間

		の概 数(単 位 平 メ トル)	(午 前10 時 から 午後 5時 まで)	(午 後1 時 から 午後 5時 まで)	(午 前10 時 から 午後 5時 まで)	超 過 使 用 料 (30分 につ き)
研 修 室	1	105	1,400 円	2,900 円	5,000 円	400円
	2	60	900円	1,800 円	3,100 円	300円
展 示 学 習 室		122	2,200 円	4,400 円	6,600 円	450円

備考

1 使用者が研修室又は展示学習室の使用をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を受受するとき。 200パーセント
- (2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 30分未満及び1日未満の端数

は、それぞれ、30分及び1日として計算する。

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料
名称	面積の概数（単位平方メートル）	
臨海休養広場 1	3,000	1平方メートル1時間につき 1円
臨海休養広場 2	2,000	

備考

1 使用者が臨海休養広場の使用をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を受受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 1時間未満及び1平方メートル

未満の端数は、それぞれ、1時間及び1平方メートルとして計算する。

(2) 附属設備の使用料

1設備1回につき5,000円の範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

研修室や臨海休養広場等の使用許可や使用料に関する事項を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。